

学校生活支援員 募集案内

(板橋区教育委員会)

職 名

板橋区学校生活支援員（会計年度任用職員） ※身分は地方公務員法上の会計年度任用職員

職 務 内 容

- (1) 学校生活における児童・生徒の安全保持に関すること
- (2) 学校生活における児童・生徒の生活支援に関すること
- (3) 学校生活における児童・生徒の生活介助に関すること
- (4) 前各号に付随する事項

【業務の例】

- ・学校内の受入と見送り
- ・授業中の支援、特別教室への移動介助
- ・休憩、自由時間等における安全確保及び補助
- ・排泄行動の介助
- ・児童生徒の衣服の着脱介助

※学習の指導は業務対象ではありません。

雇 用 期 間

採用後から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間あり（原則1か月）

※原則、毎月1日からの採用といたします。

※原則、申込月の翌々月から勤務開始となります。

例) 5月30日までに申込みをして、採用された場合、7月から勤務開始

勤 務 場 所

板橋区内の小学校・中学校（通常の学級及び特別支援学級）

応 募 資 格

以下のいずれかに該当する方

- (1) 介護福祉士、保育士資格又はそれに準じた資格・職務経験を有する方
- (2) 教員免許状を有する方（取得予定を含む）
- (3) 学校生活支援員の職務経験を有する方（他自治体での同様の経験でも可）
- (4) 学校教育、特別支援教育等に関する知識・職務経験を有する方

応 募 書 類

- (1) 申込書兼履歴書（学校生活支援員） ※様式あり
- (2) 応募資格が証明できる書類の写し（資格・免許がある場合）

選 考 内 容

書類審査・面接審査

勤務条件

(1) 勤務時間

【A勤務】 1日6時間45分（原則8時15分～16時00分）※休憩1時間を含む
1日4時間00分（原則8時15分～12時15分）※年6日以内

【B勤務】 1日3時間00分（原則8時15分～11時15分）

【C勤務】 1日6時間45分（原則8時15分～16時00分）※休憩1時間を含む
※勤務の開始時間・終了時間は、勤務する学校により異なる場合があります。

(2) 勤務日数

【A勤務】 月20日以内、年222日以内
※4時間勤務（年6日以内）を含む

【B勤務】 月20日以内、年223日以内

【C勤務】 月12日以内、年144日以内

※いずれの勤務形態でも勤務を開始した月に応じて年間の勤務日数が異なります。

(3) 報酬 勤務形態に関わらず、時給1,654円（地域手当相当額を含む）

※報酬は給与改定等により、年度途中でも変更になる場合があります。

(4) 賞与 あり（年2回）

※賞与は勤務日数等の基準を満たした場合のみ支給されます。

(5) 交通費 交通機関等を使用して通勤する場合、基準に基づいて交通費が支給されます。

(6) 旅費 出張した場合、実費額が支給されます。

(7) 社会保険 【A勤務】 加入（健康保険、厚生年金、雇用保険等） ※昼間学生は除く

【B勤務】 加入しない

【C勤務】 加入しない

(8) 休暇関係 年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇等が付与されます。

(9) 時間外労働 なし

地方公務員法 第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

応募方法

応募書類を直接または郵送で下記申込先に提出してください。

※直接お持ちいただく場合は17時まで

応募期限

毎月末日（末日が土日祝日の場合は、前営業日）

※郵送の場合は、当日消印有効

申込先・問合せ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区役所 北館6階 17番窓口

板橋区教育委員会事務局 指導室 特別支援教育係

電話 03-3579-2612（直通）